

平成26年土佐清水市議会定例会6月会議会議録

第16日（平成26年 6月25日 水曜日）

~~~~・~~~~・~~~~

議事日程

日程第1 議案第34号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」から議案第42号「工事請負契約の締結について」までの議案9件並びに平成26年土佐清水市議会定例会6月会議で付託した請願の審査結果について（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第2 議員派遣について

~~~~・~~~~・~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2

~~~~・~~~~・~~~~

議員定数 14人

現在員数 13人

~~~~・~~~~・~~~~

出席議員 13人

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番  | 矢野川 周 平 君 | 2番  | 森 一 美 君   |
| 3番  | 小 川 豊 治 君 | 4番  | 西 原 強 志 君 |
| 5番  | 永 野 裕 夫 君 | 6番  | 岡 林 喜 男 君 |
| 8番  | 岡 崎 宣 男 君 | 9番  | 瀧 澤 満 君   |
| 10番 | 岡 林 守 正 君 | 11番 | 仲 田 強 君   |
| 12番 | 井 村 敏 雄 君 | 13番 | 橋 本 敏 男 君 |
| 14番 | 武 藤 清 君   |     |           |

~~~~・~~~~・~~~~

欠席議員

な し

~~~~・~~~~・~~~~

事務局職員出席者

|        |         |       |         |
|--------|---------|-------|---------|
| 議会事務局長 | 山下 毅 君  | 局長補佐  | 東 博之 君  |
| 議事係長   | 池 正澄 君  | 主 事 補 | 岡崎 正嗣 君 |
| 主 事 補  | 宮口 祐司 君 |       |         |

~~~~・~~~~・~~~~

出席要求による出席者

|                                             |         |                            |         |
|---------------------------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長                                         | 泥谷 光信 君 | 副 市 長                      | 磯脇 堂三 君 |
| 会 計 管 理 者<br>兼 会 計 課 長                      | 黒原 一寿 君 | 税 務 課 長 兼<br>固 定 資 産 評 価 員 | 野村 仁美 君 |
| 企 画 財 政 課 長                                 | 早川 聡 君  | 総 務 課 長                    | 木下 司 君  |
| 危 機 管 理 課 長                                 | 横畠 浩治 君 | 消 防 長                      | 田村 光浩 君 |
| 消 防 署 長                                     | 上原 由隆 君 | 健 康 推 進 課 長                | 戎井 大城 君 |
| 福 祉 事 務 所 長                                 | 徳井 直之 君 | 市 民 課 長                    | 岡田 敦浩 君 |
| 環 境 課 長 兼<br>清 掃 管 理 事 務 所 長                | 坂本 和也 君 | ま ち づ くり 対 策 課 長           | 横山 周次 君 |
| 産 業 振 興 課 長                                 | 二宮 真弓 君 | 産 業 基 盤 課 長                | 文野 喜文 君 |
| 水 道 課 長                                     | 田村 和彦 君 | じ ん け ん 課 長                | 田村 善和 君 |
| し お さ い 園 長                                 | 中島 東洋 君 | 収 納 推 進 課 長                | 倉松 克臣 君 |
| 教 育 委 員 長                                   | 福重百合架 君 | 教 育 長                      | 弘田 浩三 君 |
| 学 校 教 育 課 長                                 | 山本 豊 君  | 生 涯 学 習 課 長                | 中山 優 君  |
| 教 育 セ ン タ ー 所 長 兼<br>少 年 補 導 セ ン タ ー<br>所 長 | 武政 聖 君  | 選 挙 管 理 委 員 会<br>事 務 局 長   | 沖 比呂志 君 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長                             | 小松 高志 君 |                            |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（岡林守正君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成26年土佐清水市議会定例会6月会議第16日目の会議を開きます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時01分 休 憩

午前10時17分 再 開

○議長（岡林守正君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今、市長から、議案第43号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議案第43号を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第43号を議題といたします。

職員に議案の朗読をいたさせます。

（議案朗読）

○議長（岡林守正君） 朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） ただ今、ご提案をいたしました議案第43号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、6月10日の所信でも触れさせていただきましたが、6月4日から5日にかけての集中豪雨により、被災した農業用施設や河川、市道などの災害復旧に要する経費についての補正予算案となっております。

内容につきましては、中浜漁港防潮堤の災害復旧費3,208万円、林道久百々線の災害復旧費1,053万円などのほか、農地や農業用水路などを含め、農林・漁業用施設全体で計10件分6,019万円の災害復旧費を計上しております。

また、普通河川、幸増川堤防の災害復旧費2,000万円、市道貝ノ川大津線の災害復旧費500万円など、河川及び市道の災害復旧費として計15件分4,620万円を計上しております。

このほかにも、簡易な土砂、崩土の取り除きや小規模な修繕などに対する地区等への補助金、重機の借り上げ料などの費用として、計920万円を計上し、総額1億1,559万円を追加補正するものです。財源といたしましては、国庫負担金、県補助金、市債などの特定財源のほか、前年度繰越金を一般財源として計上しております。

この結果、平成26年度一般会計予算の総額は、108億3,609万8,000円となります。本件につきまして、よろしくご審議をいただき、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

げます。

○議長（岡林守正君） 提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

この際、各位にお願いいたします。

議案第43号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について」は、所管の委員会に付託し、審査を願うことになっておりますので、この点、お含みの上、質疑なされま  
すよう特にお願いたします。

議案第43号について、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

ただ今、議題となっております議案第43号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算  
（第3号）について」は、予算決算常任委員会に付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時22分 休 憩

午後 1時30分 再 開

○議長（岡林守正君） 休憩前に続いて会議を開きます。

日程第1、市長提出議案第34号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）に  
ついて」から議案第43号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について」  
までの議案10件並びに平成26年土佐清水市議会定例会6月会議で付託した請願の審査結果  
についてを一括議題といたします。

ただ今から、各委員会の審査結果について、報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 岡崎宣男君。

（予算決算常任委員会委員長 岡崎宣男君登壇）

○予算決算常任委員会委員長（岡崎宣男君） 平成26年土佐清水市議会定例会6月会議で付  
託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第34号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」

（1）歳入中、19款4項1目1節 雑入のうち、新規漁業就業者漁船リース事業補助金返還  
金について、委員より返還金が生じた理由とその内訳について説明を求めました。

執行部によりますと、平成22年度に新規漁業就業者漁船リース事業の対象者が死亡したた  
め、リース契約していた漁船を売却し、事業補助者である県、市、漁協の3者で補助率に応じ  
て配分した。そのうちの県・市の割り当て分146万円を雑入へ返還金として納入するとのこ

とであり、了承いたしました。

(2) 歳出中、6款1項5目 ジオパーク推進費について、委員より今後の計画及び取り組みについて説明を求めました。

執行部によりますと、地学、地球自然科学に精通したジオパークの専門員を雇用して、科学的な見地のもとで土地や地質の調査分析等を行いながら、日本ジオパーク認定に向け、取り組みを強化する。

推進体制としては、4月17日に推進準備会が立ち上がっているが、今後は全市的な協議会の設立を検討しながら、住民への周知を行うとのことであります。

委員より日本ジオパーク認定に向けて、幡多6市町村で取り組んでみてはどの意見が出されました。

これに対し、執行部より高知大学の吉倉教授から近隣市町村とも協力して、ジオパーク認定に取り組んでみてはどの提言もいただいているとのことであります。

現在、民間レベルでは、大月町の興味ある方たちが交流を行っている。大月町長は非常に積極的であり、今後、広域連携でという機運が高まってくると期待しているとのことであります。

委員より、皆の力をかりて、日本ジオパーク認定に向け、取り組んでいくよう要請をいたしました。

次に、本日付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

## 2、議案第43号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算（第3号）について」

(1) 歳入については、特に意見もなく、了承をいたしました。

(2) 歳出について、委員より全体的な被害状況について説明を求めました。

執行部によりますと、6月4日から5日の豪雨により、下ノ加江を中心に農道、林道、農地、漁港などの被害があり、それぞれの被害場所に対応するための予算計上を行ったとのことであり、了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

これで報告を終わります。

○議長（岡林守正君） 総務文教常任委員会委員長 橋本敏男君。

(総務文教常任委員会委員長 橋本敏男君登壇)

○総務文教常任委員会委員長（橋本敏男君） 平成26年土佐清水市議会定例会6月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

## 1、議案第35号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」

委員より、条例改正の内容について説明を求めました。

執行部によりますと、平成25年8月15日の福知山花火大会露天爆発事故を受け、消防法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、市の火災予防条例についても一部を改正するものであるとのこと。

委員より、市内の花火大会や産業祭など、各種イベントの際には、露天商等との事前協議の場を設けるなど、指導を徹底し、事故を未然に防ぐため、万全の体制を整えるよう要請いたしました。

## 2、議案第36号「土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」

委員より、小型特殊自動車の税率改正の理由と税額等について説明を求めました。

執行部によりますと、小型特殊自動車の税率は、地方税法により市町村の条例で定めることになっていて、軽自動車等の税率と均衡を保たなければならないと定められており、軽自動車等の税率改正については、5月会議で報告したとおりであります。その内容は、原付バイクが1,000円から2,000円になるなど、最低税率が2,000円、軽自動車、貨物用の自家用が4,000円から5,000円になるなど、約1.25倍になるものとのこと。これにより、小型特殊自動車のうち、農耕作業用のものを1,000円から2,000円に、その他のものを4,700円から1.25倍の5,900円になるとのことであり、了承いたしました。

## 3、議案第38号「土佐清水市教職員住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部によりますと、教職員住宅に入居させてほしいとの要望も寄せられているため、一般の人も入居使用できるように、市内に17戸あるうち、三崎地区の2戸を普通財産とする条例改正であるとのことであります。

委員より、教職員住宅については、老朽化が進んでいると思うが、このような施設は解体し、更地にして有効活用すべきであるとの意見が出されました。

執行部によりますと、老朽化した公共施設の解体については、一定の計画を立てれば、起債を充当できる制度が新設されることになっている。今後は、きちんと整理して取り組んでいくとのことであり、了承いたしました。

このほか、委員より、教職員住宅については、一般の人が入居使用していることは目的外使用ではないかなど、これまでも議論を重ねてきた経過がある。行政財産から普通財産になることは悪いこととは思わないが、入居者の選定の際には、住宅選考委員会にかけるなど、公平、公正な公募により取り扱いを行っていただきたいとの意見が出されました。

## 4、議案第40号「債権の放棄について」

委員より、奨学資金債権放棄について、経過と状況説明を求めました。

執行部によりますと、連帯保証人は債務者の父親と叔父で、叔父が平成20年に亡くなって、

平成23年に本人が自己破産した。その後、父親と連絡をとって対応をしてきましたが、最近父親は入退院を繰り返していて、平成24年の調査で、父親が平成19年から生活保護を受給していることから、支払い能力がないと判断したとのことであり、了承いたしました。

委員より、今後は滞納が起きないように、貸与時には面談する機会を設け、本人に自覚を促すなど説明を徹底していくよう要請いたしました。

#### 5、議案第42号「工事請負契約の締結について」

委員より、今回の請負金額は4億円を超えているが、指名競争入札で行っている。

本来であれば、このような大きな金額は一般競争入札で行うべきとの意見が出されました。

執行部によりますと、地元業者育成を優先しているため、一般競争入札は実施していない。指名競争入札により落札した業者へは、下請工事等はできる限り地元の業者を採用するようお願いしている。今後も地元業者の育成の観点から、指名競争入札で行っていききたいとのことでありました。

委員より、地元利益が還流するような枠組みをしっかりと築いて、公正な入札方法で対応していくよう要請いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、全会一致により、それぞれ原案のとおり可決いたしました。よろしく願いをいたします。

○議長（岡林守正君） 産業厚生常任委員会委員長 武藤 清君。

（産業厚生常任委員会委員長 武藤 清君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（武藤 清君） 平成26年土佐清水市議会定例会6月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

#### 1、議案第39号「債権の放棄について」

まず、同議案の提案方法について、委員より議案書の中で、債務者の部分が「個人1人」と記載されているが、個人名を記載せず提案した理由は何かといった意見や、委員会審査を行うに当たり、議決の判断材料として、個人名は掲載するべきであるとの意見が出されました。

これに対し、執行部より、市の債権について、債権放棄等の重要な事項に関しては、土佐清水市債権管理委員会の中で検討することになっている。県内では、個人名を議案書に掲載している自治体もあるが、本会議では傍聴者がいることや、議事録で公開することなどを考慮した上で、同委員会の中で、議案書には個人名を掲載せず、プライバシーについて慎重に取り扱うとした。しかしながら、所管の委員会審査の中では、債務者の個人名等の情報も十分に公表した上で審査していただきたいとのことであり、委員より債務者の氏名やこれまでの経過等について説明を求めました。

執行部の説明によりますと、平成3年11月1日に、住宅新築資金840万円を貸しつけた

後、平成22年3月5日に債務者が死亡。また、連帯保証人2人についても死亡しているほか、相続人4人のうち3人が相続放棄を行っている。残る1人に対し、市が代位登記を行い競売を実施したところ、不落となった。再度、競売を実施するについては、不動産の買受可能評価額30万4,000円に対し、競売手続費用が43万円ということもあり、競売を取り消しとした。

今回、貸付金とそれに付随する利子の合計から、これまでの返済額と国・県の補助金を差し引いた288万5,171円を債権放棄するものであるとのことであります。

本議案について慎重に審議した後、採決の結果、賛成多数により可決いたしました。

## 2、議案第37号「土佐清水市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

### 議案第41号「市道路線の認定について」

以上2件につきましては、特に意見もなく、了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

次に、平成26年土佐清水市議会定例会6月会議で付託を受けました請願の審査の概要と結果について報告いたします。

請願第1号「下駄馬への簡易水道施設の設置に関する請願書」につきましては、現在、窪津小学校とその近辺の住民は、生活用水として谷の水を利用しているが、たびたび濁水や水の濁りが発生するほか、衛生面の管理も住民が行っている。また、近い将来、南海トラフ巨大地震の発生で、津波による浸水が予測される中、高台に位置する当該地区への居住を希望する声が近年強まっている。

これらの問題を解消するため、当該地区への簡易水道施設の設置をお願いしたいとする請願であります。

執行部によりますと、平成27年度から2カ年の予定で窪津簡易水道を整備する計画であり、当該地区もこれに含めて整備していきたいとのことであり、本件につきましては、全会一致で採択いたしました。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（岡林守正君） 以上で、各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただ今から、各委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

以上で、予算決算常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

予算決算常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

次に、総務文教常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

総務文教常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

次に、産業厚生常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

産業厚生常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午後 1時49分 休 憩

午後 2時10分 再 開

○議長（岡林守正君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決に入ります。

議案第34号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算（第2号）について」を採決いたします。

議案第34号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第34号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第35号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第35号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号「土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第36号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第36号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号「土佐清水市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第37号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第37号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号「土佐清水市教職員住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第38号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第38号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号「債権の放棄について」を採決いたします。

議案第39号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第39号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立多数であります。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号「債権の放棄について」を採決いたします。

議案第40号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第40号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立多数であります。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号「市道路線の認定について」を採決いたします。

議案第41号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第41号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。

議案第42号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第42号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算(第3号)について」を採決いたします。

議案第43号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第43号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

次に、平成26年土佐清水市議会定例会6月会議で付託した請願の審査結果についてを採決いたします。

請願第 1 号「下駄馬への簡易水道施設の設置に関する請願書」の審査結果について採決いたします。

請願第 1 号に対する産業厚生常任委員会委員長の報告は、採択であります。

請願第 1 号は、委員長の報告のとおり決することに決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、請願第 1 号は、採択と決しました。

ただ今、市議会議案第 3 号「土佐清水市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第 3 号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第 3 号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第 3 号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、仲田 強君。

(議会運営委員会委員長 仲田 強君登壇)

○議会運営委員会委員長(仲田 強君) 提案理由についてご説明いたします。

市議会議案第 3 号「土佐清水市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」であります。

改正内容としましては、次期市議会議員選挙より、市議会議員の定数が 14 人から 12 人になることに伴い、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会の定数をそれぞれ 7 人から 6 人へ、予算決算常任委員会の定数を 13 人から 11 人へ改正するものであります。

以上で、市議会議案第 3 号の説明を終わります。

○議長(岡林守正君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第 3 号について、質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

市議会議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第3号については、委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第3号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第3号「土佐清水市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

市議会議案第3号について、原案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、市議会議案第3号は原案のとおり可決されました。

ただ今、市議会議案第4号「「手話言語法(仮称)」の早期制定を求める意見書の提出について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第4号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第4号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第4号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

13番、橋本敏男君。

(13番 橋本敏男君登壇)

○13番(橋本敏男君) 案文を朗読させていただきまして、提案理由の説明といたしたいと

思います。

手話とは、日本語を音声ではなく、手指や表情を変えて表現していると思われがちであるが、本来は独自の語彙や文法体系を持っている言語である。「音声聞こえない」「音声で話すことができない」など、聴覚障害者にとって日常を営む上で、手話は大切な情報獲得とコミュニケーションの手段である。

これまで、平成18年12月に国連総会において、「障害者権利条約」が採択され、平成20年に発効された。同条約第2条には、「「言語」とは音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知された。

また、政府は平成21年度に内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置し、障害者権利条約の批准に向けて、国内法の整備を進めているところであり、平成23年8月に改正された「障害者基本法」の第3条には、「全て障害者は、可能な限り言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されたところである。

さらに、同法の第22条には、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけていることから、手話が日本語と対等な言語であることを示し、日常生活、職場、教育の場で手話を使った情報の提供やコミュニケーションが保障され、社会に自由に参加できることを目指す「手話言語法（仮称）」を広く国民に知らせていくことや、自由に手話が使え社会環境の整備を国として実現する必要がある。

よって、国におかれては、上記の内容を盛り込んだ「手話言語法（仮称）」を早期に制定するよう強く要望する。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（岡林守正君） 以上で、提案理由説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第4号について質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

市議会議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第4号については委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第4号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第4号「「手話言語法(仮称)」の早期制定を求める意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第4号について、原案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、市議会議案第4号は原案のとおり可決されました。

ただ今、市議会議案第5号「集団的自衛権の行使を容認しないことを求める意見書の提出について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第5号を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岡林守正君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第5号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第5号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

6番 岡林喜男君。

(6番 岡林喜男君登壇)

○6番(岡林喜男君) 案文を朗読し、提案理由とさせていただきます。

集団的自衛権の行使を容認しないことを求める意見書(案)

安倍首相は、平成26年5月15日、何の法的根拠もない首相の私的諮問機関である「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会(安保法制懇)」の報告を受けて記者会見し、これまで歴代政権が憲法上行使できないとしてきた「集団的自衛権の行使」を、国連の安全保障に名を借りた「多国籍軍への参加」などに大きく踏み出す決意を表明した。

しかし、これは戦後日本が憲法を中心に戦争しない国づくりを行ってきたことから全く逆の方向に転換することである。

これまで、歴代の政府は、集団的自衛権とは、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力を持って阻止する権利」であり、「憲法第9条の下で許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどめるべきもので、集団的自衛権行使はその範囲を超えるものであって、認められない」としてきました。

憲法の考え方が一内閣の解釈変更によって大きく変わることは、憲法の最高法規性を奪い、政府への国民の信頼、ひいては国際的な信頼をも失うものになる。憲法によって権力者の行動を制約するという立憲主義の立場を変更すべきではない。

このような重大な問題については、もっと国民的な議論を深めるべきであり、政府の憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認を行わないよう強く求めます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（岡林守正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第5号について質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

市議会議案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第5号については委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第5号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

2番 森 一美君。

（2番 森 一美君登壇）

○2番（森 一美君） 集団的自衛権の行使を容認しないことを求める意見書に反対の立場で討論いたします。



私は、さきの大戦で2人の叔父を亡くし、また父もけがをして帰ってきました。

傷病兵とはなっておりませんでしたけど、父は体が不自由な立場で私たち兄弟を育ててくれております。

家族は、苦しく貧しい生活を強いられております。もう二度と戦争はご免だと思っております。

今の日本の国民の生命・身体・財産は憲法により守られてきたと思っておりますし、その恩恵は憲法制定後66年を経ても変わっているとは思いません。

しかし、時代は変わっているのです。西に東に紛争が絶えません。主義主張や宗教対立などで争い、安定した世界はできておりません。

こんな現在の国際情勢を考えると、これまでの憲法解釈ではいささか心もとないと思っております。

国民の多くは外国旅行を経験しているし、また多くの企業が国外に生産拠点をもち、また、販売網も持っております。そこには日本人が駐在し、生産販売の指揮をとり、また指導をしております。

もし、その国で滞在国において有事の際は、どうなってくるのでしょうか。まず安全に出国できるような手を尽くさなければならぬと思います。また、現在、引かれているシーラインが寸断され、輸入の道が閉ざされたらどうなる。これは資源の乏しい我が国の生命を絶つような事態になると思います。

我が国は、多くの資源を外国から輸入しております。特に原油や天然ガスの大部分は、外国に依存しております。

その供給ラインがとまれば、産業基盤は根底から崩れ、生産は停止し、ライフラインは大きな打撃を受けるものと懸念されます。

また、食料の輸入がとまれば、食料自給率40%以下の我が国の状態では、国民はすぐに食料難に直面することでしょう。これが長引けば、餓死する人まで出てきます。

このようなことを考えると、有事が起きないことを願うばかりです。ですが、国政を担う人たちは、有事がないことを願うだけでは済まされません。他国において有事が発生したときには、どのようにして日本国を守り、国民の生命・身体・財産を守るか、これを考えることは至極当たり前のことと思います。

国がなくなれば、国民はない。国民がいなくなれば、国はない。これは当然の理です。個別の自衛権や警察権のみでは自国及び自国民を守り切れない場合もあることを想定するのは、間違っているのでしょうか。政府与党で論議されている集団的自衛権は、あえて他国を攻撃するというものではありません。友好国が攻撃され、日本国の存立を危うくするような場面に遭遇

したとき、日本はどのような態度で臨むべきであるか、自国及び自国民を守るためには、どのような手段方法があるか、その手段方法の中に集団的自衛権の行使容認という選択肢があり、政府与党内で論議されていると私は認識しております。

今、議論を尽くし、意見を出し合い、国民の大多数が納得し、賛成できる最善の方法を導き出していただきたいと思っております。そういう理由でこの意見書には反対いたします。よろしくご考察をお願いします。

○議長（岡林守正君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第5号「集団的自衛権の行使を容認しないことを求める意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第5号について原案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立多数であります。

よって、市議会議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第2、「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第167条の規定に基づき、次回会議開催までの休会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び議員派遣名等の諸手続について、議長にご一任願いたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、次回会議開催までの休会中の議員派遣については、必要に応じ議長に一任することに決しました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

（市長 泥谷光信君登壇）

○市長（泥谷光信君） 6月会議終了会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

この6月会議に提案をいたしました議案につきまして、全て原案どおり可決いただきました。まことにありがとうございます。

特に、本日、最終日には、災害復旧に関連する追加補正予算を急遽提案したにもかかわらず、全会一致で可決していただきました。豪雨により被災した箇所については、今後、迅速に対応してまいります。あわせてこの会議を通しまして、議員の皆様からいただきましたご意見、ご提言は、執行部一同、これを謙虚に受けとめまして、さらに市政の発展のために全力を挙げる覚悟でございます。

また、この6月会議におきまして、全国市議会議長会より、岡林守正議員、瀧澤 満議員が表彰を受けられましたが、これまでの議員活動が高く評価されたものと心から敬意を表し、市民の皆様とともに喜びを申し上げます。まことにおめでとうございます。

さて、議員の皆様におかれましては、この6月会議が任期中最後の市議会定例会でございました。市長就任後、1年余りのおつき合いではありましたが、この間、適切なるご指摘と温かいご指導をいただきましたことを、心より感謝申し上げます。

また、今期で引退される議員におかれましては、長きにわたり本市発展のためにご尽力を賜り、市民を代表して重ねて厚く御礼を申し上げます。

今後は、1市民としての立場で、大所高所からのご意見なども折に触れ、お寄せくださいますようお願いいたします。

また、再挑戦される議員にとりましては、厳しく暑い夏を迎えるわけでございますが、さらなるご健勝とご健闘を心から祈念申し上げます。

最後になりますが、間もなく梅雨も上がり、猛暑の季節となります。お互いに健康管理に十分留意し、そしてまたの再会を期して、大変簡単ではございますが、6月会議終了のご挨拶にかえさせていただきます。どうもご苦労様でした。（拍手）

**○議長（岡林守正君）** 6月会議終了に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今6月会議は、去る6月10日再開し、本日までの16日間にわたる審議期間でございましたが、本日ここに全日程が終了する運びとなりました。

この期間中、議員各位のご熱心な審議により、各案件ともそれぞれ適切なる結論を得ることができましたことに対し、深く感謝を申し上げます。

執行部におかれましては、今会議において成立いたしました諸議案の執行に当たりましては、各常任委員会で出されました各議員の意見を尊重しつつ、市政各般における向上を期し、より一層の熱意と努力を払うことを希望するものであります。

申しおくれましたが、全国市議会議長会から表彰を受けられました議員各位の長年のご尽力に対し、改めて敬意と感謝を申し上げますとともに、さらに市民福祉の向上と市政発展のため、

ご尽力くださいますようお願いをいたすところであります。

また、私事になりますけれども、私は平成10年に議員に初当選以来、4期16年にわたりまして、市政に参画をさせていただきましたが、今任期をもって議員を辞する所存でございます。

この間、市民の皆様方をはじめ、議員の皆さん、そして市長や職員の皆様方に、何かとお世話になり、また、ご協力をしていただく中で、本当にやんちゃな私でありましたけれども、お互いに切磋琢磨しながら、皆さんのおかげで私自身、議員として成長もさせていただいたのではないかと心からの感謝を申し上げるところでございます。

これからは、1市民として、また別の角度からこの土佐清水市を見つめ、そして私の政治信条であります義理と人情と思いやりの心を忘れることなく、この清水が一步でも二歩でも前進するよう、頑張ってもらいたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

最後になりましたが、次期市議選に出馬を予定されております皆様方のご健闘とさらなるご活躍を心からご祈念を申し上げまして、私の挨拶といたします。本当にありがとうございました。

これをもちまして、平成26年土佐清水市議会定例会6月会議を終了いたします。どうもありがとうございました。（拍手）

午後 2時43分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員